

事業 紙器業製造

企業系統 ナレ

使用労働者 男一三計二四名

三、労働者側

争議参加者 男九計一〇名

加盟労働組合 徳同盟中央合同労働組合（争議発生後加盟）

争議参加者中組合加盟者 全員

四、争議発生一時

五月二日

五、争議発生原因

工場主ハ事業不振ヲ理由トシ客月三十日男工九名女工五名ヲ解雇シタルモ本月二日新ニ男工三名ヲ雇入レタルハ不當ナリトスルニアリ

六、要求事項

七、経過経緯交渉状況

復讐ヲ要求レテ客レラレ不更ニ解雇手當六ヶ月分ヲ要求ス
解雇職工側ハ事業主カ事業不振ヲ理由トシテ解雇シタルニ不
拘新ニ職工ヲ採用スルハ不合理的ナリトシ本月二日之ヲ然談的
ニ後攻ヲ要求シタルニ事業主ニ於テハ復讐ハ全然不可ナルニ
解雇手當ニ於テ相當考慮ヲキニタリ其ノ要求額ノ申出方ヲ
言渡シタルヲ以テ職工側ニ於テハ翌三日平田某火石及英西村
石雄関口某ノ四名ヲ代表者トシテ口頭ヲ以テ解雇手當六ヶ月
分ヲ要求シタルニ事業主ハ考慮ノ上回答スルキ旨ヲ約シ本月
五日解雇手當各一ヶ月分ヲ支給スルコトヲ發表セリ
解雇職工中平田某外九名ハ單獨交渉ニテハ到底目的ノ貫徹シ
難キヲ知り日本労働徳同盟本部ノ支援ヲ求メテ中央合同労働
組合ニ加盟シ各職工ノ自定ヲ訪問シ意見ヲ取り纏メテ事業主
ニ対抗スルコトヲ決定シ一方徳同盟本部員岡本真太郎ハ本月六日